

令和 8 年 第 4 回

高松市議会定例会追加議案

令和 8 年 6 月 2 4 日 提出

目

次

議案第 82 号	令和 8 年度高松市一般会計補正予算（第 2 号）	1
議案第 83 号	高松市印鑑条例及び高松市手数料条例の一部改正について	13

議案第 8 2 号

令和 8 年度高松市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度高松市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4 5, 7 2 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 3, 8 4 4, 1 0 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 2 4 日提出

香川県高松市長 大 西 秀 人

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	38,834,649	112,500	38,947,149
	2 国庫補助金	7,987,363	112,500	8,099,863
17	県支出金	16,016,488	213,223	16,229,711
	2 県補助金	4,841,474	133,223	4,974,697
	3 委託金	1,066,754	80,000	1,146,754
21	繰越金	58,414	120,000	178,414
	1 繰越金	58,414	120,000	178,414
	歳 入 合 計	193,398,381	445,723	193,844,104

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	20,107,767	200,000	20,307,767
	1 総務管理費	16,732,642	200,000	16,932,642
6	農林水産業費	2,596,302	133,223	2,729,525
	1 農業費	2,134,712	133,223	2,267,935
8	土木費	15,775,713	112,500	15,888,213
	5 都市計画費	9,120,681	112,500	9,233,181
	歳 出 合 計	193,398,381	445,723	193,844,104

2 歳 入

16款 国庫支出金 112,500千円
 2項 国庫補助金 112,500千円

目	補正前の額	補正額	計
6 土木費国庫補助金	千円 1,875,301	千円 112,500	千円 1,987,801
計	7,987,363	112,500	8,099,863

17款 県支出金 213,223千円
 2項 県補助金 133,223千円

4 農林水産業費県補助金	545,956	133,223	679,179
計	4,841,474	133,223	4,974,697

17款 県支出金 213,223千円
 3項 委託金 80,000千円

1 総務費委託金	1,021,260	80,000	1,101,260
計	1,066,754	80,000	1,146,754

21款 繰越金 120,000千円
 1項 繰越金 120,000千円

1 繰越金	58,414	120,000	178,414
計	58,414	120,000	178,414

節		説明	千円
区分	金額		
4 都市計画費補助金	千円 112,500	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	112,500
		地域公共交通運行特別支援事業費補助金	112,500

1 農業費補助金	133,223	畜産振興事業費補助金	133,223
		畜産競争力強化整備事業費補助金	133,223

2 徴税费委託金	80,000	賦課徴収費委託金	80,000
		個人県民税徴収取扱費委託金	80,000

1 繰越金	120,000	前年度繰越金	120,000
		前年度繰越金	120,000

1 6 款 国庫支出金 1 7 款 県支出金 2 1 款 繰越金

3 歳 出

2 款 総務費

200,000千円

1 項 総務管理費

200,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 6,164,169	千円 200,000	千円 6,364,169	千円 80,000 県支出金 80,000	千円	千円	千円 120,000
計	16,732,642	200,000	16,932,642	80,000	0	0	120,000

6 款 農林水産業費

133,223千円

1 項 農業費

133,223千円

4 畜産業費	3,953	133,223	137,176	133,223 県支出金 133,223			
計	2,134,712	133,223	2,267,935	133,223	0	0	0

8 款 土木費

112,500千円

5 項 都市計画費

112,500千円

1 都市計画総務費	2,094,174	112,500	2,206,674	112,500 国庫支出金 112,500			
計	9,120,681	112,500	9,233,181	112,500	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 200,000	返還金等	千円 200,000
		市税過年度分還付金及び加算金等	200,000

18 負担金、補助 及び交付金	133,223	畜産振興事業費	133,223
		畜産競争力強化整備事業費	133,223

18 負担金、補助 及び交付金	112,500	都市交通対策事業費	112,500
		地域公共交通運行特別支援事業費	112,500

2 款 総務費 6 款 農林水産業費 8 款 土木費

議案第 83 号

高松市印鑑条例及び高松市手数料条例の一部改正について

高松市印鑑条例（昭和 53 年高松市条例第 9 号）及び高松市手数料条例（平成 12 年高松市条例第 5 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 6 月 24 日提出

高松市長 大西秀人

高松市印鑑条例及び高松市手数料条例の一部を改正する条例

（高松市印鑑条例の一部改正）

第 1 条 高松市印鑑条例（昭和 53 年高松市条例第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（印鑑登録証明書の申請及び交付）</p> <p>第 15 条 登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、登録者本人が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319</u></p>	<p>（印鑑登録証明書の申請及び交付）</p> <p>第 15 条 登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、登録者本人が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて行うときは、登録証を添えることを要しない。</p>

号) 第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。
以下同じ。) 又は特定特別永住者証明書 (日本国との平和条約に基
づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成
3年法律第71号) 第16条の2第1項に規定する特定特別永住者
証明書をいう。以下同じ。) を添えて行うときは、登録証を添える
ことを要しない。

2 略

3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、登録証 (第1
項ただし書に規定する場合にあっては、個人番号カード、特定在留
カード又は特定特別永住者証明書) 及び印鑑登録原票の登録事項と
照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした
者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)

第16条 前条に定めるもののほか、登録者は、多機能端末機 (本市
の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置
で、個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明
書 (これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構
の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号) 第22条第
1項に規定する個人番号カード用利用者証明書電子証明書が記録さ
れたものに限る。) 又は電気通信事業法 (昭和59年法律第86
号) 第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備 (電子署
名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明書電子証

2 略

3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、登録証 (第1
項ただし書に規定する場合にあっては、個人番号カード) 及び印鑑
登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認し
た上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければ
ならない。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)

第16条 前条に定めるもののほか、登録者は、多機能端末機 (本市
の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置
で、個人番号カード (電子署名等に係る地方公共団体情報システム
機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号) 第22
条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明書電子証明書が記
録されたものに限る。) 又は電気通信事業法 (昭和59年法律第
86号) 第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備 (電
子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する
法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明書電子
証明書が記録されたものに限る。) を使用することにより印鑑登

<p>明書が記録されたものに限る。) を使用することにより印鑑登録証明書の交付が受けられるものをいう。) を利用して、印鑑登録証明書の交付が受けられるものをいう。) を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>録証明書の交付が受けられるものをいう。) を利用して、印鑑登録証明書の交付を受けられるものをいう。) を利用して、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>
---	---

(高松市手数料条例の一部改正)

第2条 高松市手数料条例(平成12年高松市条例第5号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>(手数料の徴収) 第2条 略</p>	<p>(手数料の徴収) 第2条 市は、別に定めがあるもののほか、別表に掲げる事務について、同表に定める手数料を徴収する。</p>		
別表(第2条関係)			
区分	事務の種類	単 位	金額
1 証明手数料	(1) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規	証 明 書 1 通	350円。ただし、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号

<p>カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明書電子証明書が記録されたものに限る。）を使用することにより証明書等の交付が受けられるものをいう。以下同じ。）により証明書を交付する場合にあっては、250円</p>	<p>定に基づく住民票に記載をした事項又は同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明</p>	<p>カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者</p>	<p>定に基づく住民票に記載をした事項又は同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明</p>
---	--	---	--

<p>証明用電子証明書が記録されたものに限る。) を使用することにより証明書等の交付が受けられるものをいう。以下同じ。) により証明書を交付する場合にあっては、250円</p>		
(2)～(23) 略	(2)～(23) 略	
2～6 略	2～6 略	
備考 略	備考 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、申請に応じ個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられ交付されることとなる特定在留カード又は特定特別永住者証明書の利用による印鑑登録証明書の交付の申請に対応するため、関係条文を整備するものです。